

A Study on Lease Accounting of Payment in Advance by Lessor

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲場, 建吾, INABA, Kengo メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1281

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



先払に対する貸手側の リース会計処理に関する一考察

稲場 建吾

I はじめに

我が国において、リース取引が賃貸借取引というよりはむしろ売買取引であるとより明確化されたのは、平成 19（2007）年 3 月の企業会計基準委員会の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「基準第 13 号」とする）においてである。

その理由は、「基準第 13 号」第 31 項（1）で、企業会計基準委員会の問題意識として挙げられている下記が大きい。それは、「会計上の情報開示の観点からは、ファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要がある。特に、いわゆるレンタルと異なり、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されているため、借手は債務を計上すべきである。」というものである。

つまりその内容は、つぎの通りである。確かに法的には賃貸借取引ではある。賃貸借取引として仕訳すべきかもしれない。しかし、長期契約によって事実上、債務は確定しているわけである。賃貸借取引の仕訳では、この確定債務は計上できない。もし、借手が倒産したならば、貸借対照表上に計上されていなかった長期契約の債務が突然出現することになる。このような内容である⁽¹⁾。

当然に、この基準が公表されるかなり以前から様々な研究、検討がなされていた。ただし、リース資産・負債の認識などという借手の立場を踏まえたものが多いようにおもわれる⁽²⁾。それは当然で、物件をリースすることを本業にしている企業よりも、物件を借りる方の企業が圧倒的に多い、つまり、その処理の必要性に迫られている企業が多いということから、借りる方の側に立った研究、検討が多くなるとおもわれる。

そこで、本小論では、借手側とは逆の貸手側の会計処理について考察しようとおもう。とくに「リース料が前払」の場合の収益の計上に焦点をあてたい。

については、まずはじめに、企業会計基準委員会の企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針第 16 号」とする）の「設例 1」4 項「リース料

が前払い又は後払いとなる場合」の「リース料が前払い」の部分、本小論の設例として引用しようとおもう。そこでは、借手の処理を確認した後、貸手の処理を確認しようとおもう。貸手の処理には3通りあるとされているが、ここでの処理はいわゆる第3法である。

つぎに、いわゆる第2法を取り上げる。ここでは、先に挙げた第3法と対比して疑問点を明らかにする。

最後に、その疑問点について論じていくこととする。

Ⅱ 設例

Ⅰ 設例の前提条件

ここでは、議論の準備として、「適用指針第16号」の「設例1」第4項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の「前払い」の部分引用することとする。ただし、ファイナンス・リースの判定過程を省略するために、(12)、(13)を追加設定した。また、「前払い」という条件にするために、(6)の支払日を変更した。

- (1) 所有権移転条項 なし
- (2) 割安購入選択権 なし
- (3) リース物件は特別仕様ではない。
- (4) 解約不能のリース期間 5年
- (5) 借手の見積現金購入価額 48,000千円（貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。）
- (6) リース料
月額 1,000千円 支払は前払（1回目の支払は取得時、他は毎月末）
リース料総額 60,000千円
- (7) リース物件（機械装置）の経済的耐用年数 8年
- (8) 借手の減価償却方法 定額法（減価償却費は、四半期ごとに計上するものとする。）
- (9) 借手の追加借入利子率 年8%（ただし、借手は貸手の計算利子率を知り得ない。）
- (10) 貸手の見積残存価額はゼロである。
- (11) リース取引開始日 X1年4月1日、決算日3月31日
- (12) 上記(1)、(2)、(3)の条件にすべて該当しないという確認、くわえて経済的耐用年数基準には該当してないが、現在価値基準には該当するという確認から、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当

(13) 適用利率 年 9.492%

2 借手の会計処理

以下はほぼ、「適用指針第 16 号」の「設例 1」第 4 項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の解説をもとにした記述である。

× 1 年 4 月 1 日 (期首, 取引開始日, 第 1 回支払日)

(借) リース資産 48,000 (貸) リース債務 48,000

(借) リース債務 1,000 (貸) 現金預金 1,000

リース資産及びリース債務の計上価額は下記のように算出される。

$$1,000 + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^1} + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^2} + \dots + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^{59}} = 48,000$$

× 1 年 4 月 30 日 (第 2 回支払日)

(借) リース債務 628 (貸) 現金預金 1,000

(借) 支払利息 372

支払利息額は下記のように算出される。

$$4 \text{ 月 } 1 \text{ 日 } \text{リース債務残高} (48,000 - 1,000) \times 1 \text{ か月分の利率 } 0.09492 \div 12 \text{ か月} \times 1 \text{ か月} \\ = 371.77 \approx 372$$

リース債務の減少額は下記のように算出される。

$$\text{現金預金支出額 } 1,000 - \text{支払利息額 } 372 = \text{リース債務減少額 } 628$$

× 2 年 3 月 31 日 (期末, 決算日, 第 13 回支払日)

(借) リース債務 685 (貸) 現金預金 1,000

(借) 支払利息 315

(借) 減価償却費 2,400 (貸) 減価償却累計額 2,400

支払利息額は下記のように算出される。

$$\times 2 \text{ 年 } 2 \text{ 月 } 28 \text{ 日 } \text{リース債務残高 } 39,810 \times 1 \text{ か月分の利率 } 0.09492 \div 12 \text{ か月} \times 1 \text{ か月} = \\ 374.8971 \approx 375$$

リース債務の減少額は下記のように算出される。

$$\text{現金預金支出額 } 1,000 - \text{支払利息額 } 375 = \text{リース債務減少額 } 625$$

減価償却額は下記のように計算される。

$$\text{リース資産の取得原価額 } 48,000 \div \text{耐用年数 } 5 \text{ 年} \times 1 \text{ か月} / 12 \text{ か月} \times 3 \text{ か月} = 2,400$$

× 5 年 2 月 28 日 (第 60 回支払日)

(借) リース債務 992 (貸) 現金預金 1,000

(借) 支払利息 8

支払利息額は下記のように算出される。

$$\times 5 \text{年} 1 \text{月} 31 \text{日} \text{リース債務残高} 992 \times 1 \text{か} \text{月} \text{分} \text{の} \text{利} \text{子} \text{率} 0.09492 \div 12 \text{か} \text{月} \times 1 \text{か} \text{月} = 7.84672 \\ \div 8$$

本来は、最後の支払なので、×5年1月31日リース債務の残高992を全額消滅させて、利息は差額で求められる。これは、いままでの端数処理の調整という意味である。

リース債務の減少額は下記のように算出される。

$$\text{現金預金支出額} 1,000 - \text{支払利息額} 8 = \text{リース債務減少額} 992$$

本来は、最後の支払なので、上記のような計算からではなく、×5年1月31日リース債務の残高992が全額消滅するように処理されなければならない。

減価償却額は3か月ごとなので計上されない。

×5年3月31日(期末、決算日)

(借) 減価償却費 2,400 (貸) 減価償却累計額 2,400

減価償却額は下記のように計算される。

$$\text{リース資産の取得原価額} 48,000 \div \text{耐用年数} 5 \text{年} \times 1 \text{か} \text{月} / 12 \text{か} \text{月} \times 3 \text{か} \text{月} = 2,400$$

ちなみに、支払は前月で終了しているので、それに関係する仕訳はない。

3 貸手の会計処理1

貸手の会計処理は「適用指針第16号」第51項で3つの方法が提示されている。一つは「(1)リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法」。二つは「(2)リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」。三つは「(3)売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法」。一般的には、それぞれ、第1法、第2法、第3法と呼ばれている。

以下では、借手の会計処理と対応しやすい第3法を示したい。ただし、「適用指針第16号」の「設例1」第4項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の解説には存在していない記述である。

×1年4月1日(期首、取引開始日、第1回受取日)

(借) リース投資資産 48,000 (貸) 現金預金 48,000

(借) 現金預金 1,000 (貸) リース投資資産 1,000

リース投資資産は下記のように算出される。

$$1,000 + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^1} + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^2} + \cdots + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^{59}} = 48,000$$

× 1 年 4 月 30 日 (第 2 回受取日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	628
			(貸)	受取利息	372

受取利息は下記のように計算される。

$$4 \text{ 月 } 1 \text{ 日 } \text{リース投資資産残高} (48,000 - 1,000) \times 1 \text{ か月分の利子率 } 0.09492 \div 12 \text{ か月} \times 1 \text{ か月} \\ = 371.77 \approx 372$$

リース投資資産の減少額は下記のように算出される。

$$\text{現金預金収入額 } 1,000 - \text{受取利息額 } 372 = \text{リース投資資産減少額 } 628$$

× 2 年 3 月 31 日 (期末, 決算日, 第 13 回受取日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	685
(貸)	受取利息	315			

受取利息は下記のように計算される。

$$\times 2 \text{ 年 } 2 \text{ 月 } 28 \text{ 日 } \text{リース投資資産残高 } 39,810 \times 1 \text{ か月分の利子率 } 0.09492 \div 12 \text{ か月} \times 1 \text{ か月} \\ = 315$$

リース投資資産の減少額は下記のように算出される。

$$\text{現金預金収入額 } 1,000 - \text{受取利息額 } 315 = \text{リース投資資産減少額 } 685$$

× 5 年 2 月 28 日 (第 60 回支払日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	992
			(貸)	受取利息	8

受取利息は下記のように計算される。

$$\times 5 \text{ 年 } 1 \text{ 月 } 31 \text{ 日 } \text{リース投資資産残高 } 992 \times 1 \text{ か月分の利子率 } 0.09492 \div 12 \text{ か月} \times 1 \text{ か月} \\ = 7.84672 \approx 8$$

本来は、最後の支払なので、× 5 年 1 月 31 日リース投資資産の残高 992 を全額消滅させて、利息は差額で求められる。これは、いままでの端数処理の調整という意味である。

リース投資資産の減少額は下記のように算出される。

$$\text{現金預金収入額 } 1,000 - \text{受取利息額 } 8 = \text{リース投資資産減少額 } 992$$

本来は、最後の支払なので、上記のような計算からではなく、× 5 年 1 月 31 日リース投資資産の残高 992 が全額消滅するように処理されなければならない。

× 5 年 3 月 31 日 (期末, 決算日)

仕訳なし。

ちなみに、受取は前月で終了しているの、それに関係する仕訳はない。

4 貸手の会計処理1と借手の会計処理の対比

貸手の会計処理1（第3法）と借手の会計処理との対比しておこうとおもう（図表1参照）。

図表1

	貸手の処理				借手の処理			
	借方		貸方		借方		貸方	
×1年4月1日、期首 取引開始日、第1回授受日	リース投資資産	48,000	買掛金	48,000	リース資産	48,000	リース債務	48,000
	現金預金	1,000	リース投資資産	1,000	リース債務	1,000	現金預金	1,000
×1年4月30日、 第2回授受日	現金預金	1,000	リース投資資産	628	リース債務	628	現金預金	1,000
			受取利息	372	支払利息	372		
⋮								
×2年3月31日、期末 決算日、第13回授受日	現金預金	1,000	リース投資資産	685	リース債務	685	現金預金	1,000
			受取利息	315	支払利息	315		
					減価償却費	2,400	リース資産	2,400
⋮								
×5年2月28日、 第60回授受日	現金預金	1,000	リース投資資産	992	リース債務	992	現金預金	1,000
			受取利息	8	支払利息	8		
×5年3月31日、期末 決算日	仕訳なし。				減価償却費	2,400	リース資産	2,400

(出所) 筆者作成

ただし、図表1において、前出3、4で示した仕訳と変更した点は、×2年3月31日および×5年3月31日の決算日の箇所である。そこでは、減価償却累計額のところをリース資産に代えて直接法で表すこととした。リースされている物件が減価償却の対象であることを明確化するためである。

貸手と借手の処理が減価償却を除き、対称となっているので、分かりやすい処理方法といえる。

これを基礎に、「適用指針第16号」の「設例1」第4項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の「前払い」の部分で示されている貸手の会計処理について考えていきたい。

Ⅲ 「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の「前払い」の部分にみる 貸手の会計処理の疑問点

1 貸手の会計処理2

前述の「貸手の会計処理1」（第3法）とは異なる、「適用指針第16号」の「設例1」第4項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の「前払い」の部分で示されている処理をみてみようとおもう。これは、いわゆる第2法と呼ばれるものである⁽³⁾。

以下はほぼ、「適用指針第16号」の「設例1」第4項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の「前払い」の部分の解説をもとにした記述である。

×1年4月1日（期首、取引開始日、第1回受取日）

(借) リース投資資産	48,000	(貸) 買掛金	48,000
(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上	1,000
(借) 売上原価	1,000	(貸) リース投資資産	1,000

リース資産及びリース債務の計上価額は下記のように算出される。

$$1,000 + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^1} + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^2} + \dots + \frac{1,000}{\left(1+0.09492 \times \frac{1}{12}\right)^{59}} = 48,000$$

×1年4月30日（第2回受取日）

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上	1,000
(借) 売上原価	628	(貸) リース投資資産	628

売上原価額は下記のように算出される。

まず、受取利息を計算する。

$$4月1日リース投資資産残高(48,000-1,000) \times 1か月分の利率0.09492 \div 12か月 \times 1か月 = 371.77 \approx 372$$

そして、計上してしまった収益の売上額1,000に対して、この受取利息額372が純利益となるような、売上原価額Xを算出する。

$$\text{売上額 } 1,000 - \text{売上原価 } X = \text{純利益 (= 受取利息) } 372$$

$$\text{売上原価額 } X = 628$$

×2年3月31日（期末、決算日、第13回受取日）

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上	1,000
(借) 売上原価	685	(貸) リース投資資産	685

売上原価額は下記のように算出される。

まず、受取利息を計算する。

$$\times 2年2月28日リース投資資産残高39,810 \times 1か月分の利率0.09492 \div 12か月 \times 1か月 = 315$$

そして、計上してしまった収益の売上額1,000に対して、この受取利息額315が純利益となるような、売上原価額Xを算出する。

$$\text{売上額 } 1,000 - \text{売上原価 } X = \text{純利益 (= 受取利息) } 315$$

$$\text{売上原価額 } X = 685$$

× 5年2月28日（第60回支払日）

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上	1,000
(借) 売上原価	685	(貸) リース投資資産	685

売上原価額は下記のように算出される。

まず、受取利息を計算する。

$$\times 5年1月31日リース投資資産残高992 \times 1か月分の利子率0.09492 \div 12か月 \times 1か月 = 7.84672 \div 8$$

本来は、最後の支払なので、×5年1月31日リース投資資産残高992を全額消滅させて、利息は差額で求められる。これは、いままでの端数処理の調整という意味である。

そして、計上してしまった収益の売上額1,000に対して、この受取利息額8が純利益となるような、売上原価額Xを算出する。

$$\text{売上額}1,000 - \text{売上原価}X = \text{純利益} (= \text{受取利息})8$$

$$\text{売上原価額}X = 992$$

× 5年3月31日（期末、決算日）

仕訳なし。

ちなみに、受取は前月で終了しているので、それに関係する仕訳はない。

2 貸手の会計処理1（第3法）と貸手の会計処理2（第2法）の比較

貸手の会計処理1（第3法）と貸手の会計処理2（第2法）との比較で問題点をあきらかにしたいとおもう（図表2参照）。

図表2

	貸手の会計処理1（第3法）		貸手の会計処理2（第2法）	
	借方	貸方	借方	貸方
×1年4月1日、期首取引開始日、第1回授受日	リース投資資産 48,000 現金預金 1,000	買掛金 48,000 リース投資資産 1,000	リース投資資産 48,000 現金預金 1,000 売上原価 1,000	買掛金 48,000 売上 1,000 リース投資資産 1,000
×1年4月30日、第2回授受日	現金預金 1,000	リース投資資産 628 受取利息 372	現金預金 1,000 売上原価 628	売上 1,000 リース投資資産 628
⋮				
×2年3月31日、期末決算日、第13回授受日	現金預金 1,000	リース投資資産 685 受取利息 315	現金預金 1,000 売上原価 685	売上 1,000 リース投資資産 685
⋮				
×5年2月28日、第60回授受日	現金預金 1,000	リース投資資産 992 受取利息 8	現金預金 1,000 売上原価 992	売上 1,000 リース投資資産 992
×5年3月31日、期末決算日	仕訳なし。		仕訳なし。	

(出所) 筆者作成

ところで、これらの処理をあえて例えとするならば、貸手の会計処理1（第3法）の方は、損益を純額で表す、商品売買でいうところの分記法であり、貸手の会計処理2（第2法）の方は、損益を総額で表す、商品売買でいうところの売上原価対立法であろう。ある取引に対して、最終的に損益が同じ結果つまり利益となるならば、どのような仕訳の方法も採用され得るといってもよいであろう。とすれば、貸手の会計処理1（第3法）と貸手の会計処理2（第2法）は、全く問題がないといえる。

ところが、問題となるようにおもえることがある。それは、「前払」，貸手からすれば前受ということから発生する。具体的には、貸手の会計処理2（第2法）においての×2年3月31日の売上と売上原価の計上である。売上については、次期に繰越処理されるべきで、売上原価は次期で計上されるべきではないかということである。前払、貸手からすれば前受なので、リース開始日の×1年4月1日に受け取った対価は、4月1日その日から4月30日まで資産を貸与するというサービスの提供に、つまり役務の提供に対してのものと考えられる。そのように考えていけば、×2年2月28日に受け取った対価は、3月1日から3月31日まで資産を貸与するという役務の提供に対してのものと考えられ、×2年3月31日の対価は翌月分と考えられる。

ちなみに、前受収益は、「企業会計原則注解」注5(2)では下記とされている。

「前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだに提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。」と。

これをどのように考えればよいかをつきに考察していこうとおもう。

IV 解 釈

1 リース投資資産

先ほど、ある取引に対して、最終的に損益が同じ結果つまり利益となるならば、どのような仕訳の方法も採用され得ると述べた。そこでは、損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法（第3法）と、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法（第2法）とを示した。そして、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法（第2法）の方で、資産を貸与することを役務の提供と捉え、それに対する収益を売上高と捉えた。

ところで、ファイナンス・リース取引は貸借取引でなく売買取引であると強調される。ここで問題となるのは、何を売買しているのかである。前述の設例は、所有権移転「外」なので、リースする物件そのものを売買しているわけではない。では、貸手は何を売り、何を得ているのだら

うか。とりあえずは、リース投資資産は何なのかである。

ここで、リース投資資産について考察をしていこうとおもう。

損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法（第3法）を考察すると、リース投資資産の残高から受取利息が発生している。ということは、受取利息を発生させるものは普通に考えれば債権であるので、リース投資資産は債権であると考えられる。

債権と考えるならば、取引開始の仕訳（借）リース投資資産 48,000（貸）買掛金 48,000 は、借手に対する債権の増加、仕入先に対する債務の増加を表すため、直接的には意味が分からない。リースする物件の存在を認め、それを売却したと考えると理解できるようになる。つまり、（借）備品 48,000（貸）買掛金 48,000、続けて（借）リース投資資産 48,000（貸）備品 48,000、（貸）固定資産売却益 0 の2本の仕訳を相殺して1本の仕訳となったということである。所有権移転「外」ではなく、所有権移転のファイナンス・リースではリース投資資産勘定をリース債権勘定にしているところからも、このような理解でよいと考えられる。所有権移転「外」のファイナンス・リースでもこのような理解をしてよいのであるならば、債権であると考えても問題はなくなる。

逆に、リース投資資産をリース物件の取戻権と考えてみるとどうなるであろうか。リース投資資産は無形固定資産として償却対象になると考えられる。それは、市場販売目的のソフトウェアの償却とその売上の関係に類似するようにおもわれる。そうであるならば、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法がよいが、損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法、しかも、収益勘定を受取利息と表す方法は合わない。

このようなことから、リース投資資産は、リースする物件を売却して得た債権であると言明した方がよいと考えられる。

ちなみに、「基準第13号」第40項では、以下のように書かれている。

「所有権移転ファイナンス・リース取引の場合は、貸手は、借手からのリース料と割安購入選択権の行使価額で回収するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合はリース料と見積残存価額の価値により回収を図る点で差異がある。この差異を踏まえ、所有権移転ファイナンス・リース取引で生じる資産はリース債権に計上し、所有権移転外ファイナンス・リース取引で生じる資産はリース投資資産に計上することとした。この場合のリース投資資産は、将来のリース料を収受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産である。」と。

とくに、見積残存価額が前掲の設例のように0（ゼロ）であるならば、将来のリース料を収受する権利だけになるのであるから、少なくともこの場合は、リース投資資産の本質は、取戻権などの無形固定資産などではなく、債権であるとしてもよいと思われる。

この考えをもとに、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法（第2法）について

考えていきたい。

2 損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法（第2法）

損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法からリース投資資産勘定を考察すると、資産を貸与する、つまり役務の提供という視点がない。ただあるのは、債権と受取利息の関係だけである。つまり、前述の、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法において、資産を貸与することを役務の提供と捉えたことに問題があったことになる。貸手は、リースした物件は売却してしまっているために、これとは無関与な状態になっているので、債権の管理のみを問題としている状態と捉えることができる。

このように捉えると、債権と受取利息の関係だけの処理となる訳である。

つぎに、通常、1か月間では1回のを、リース取引開始日の×1年4月1日から月末の×1年4月30日の1か月間で売上を2回、更にいえば、通常、1年間では12回のを、リース取引開始日の×1年4月1日から期末の×2年3月31日の1年間で売上を13回計上することについてはどのように解釈すればよいのであろうか。

リース取引開始日の×1年4月1日に売上計上しても売上原価で相殺され、利益が0（ゼロ）なので、月末12回分の計上以外のこの1回分の計上は、問題にならないといえはその通りである。前述の、ある取引に対して、最終的に損益が同じ結果つまり利益となるならば、どのような仕訳の方法も採用され得るのだから、1年間に12回だろうか13回だろうがよいではないか、という考えもあろうかとおもう。また、同じことではあるが、全体損益が期間損益の合計に一致しているのであるならば別によいのではないかという考えもある。

損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法（第3法）は、1年間に12回となるので違和感がない。

また、リース取引開始日の×1年4月1日に売上計上しても売上原価で相殺され、利益が0（ゼロ）になるとはいえ、損益計算書上、売上高が、もちろん売上原価も見せかけ上、大きくなるのである。利益操作になることはないが、経営分析上問題はないのか⁽⁴⁾。

そこで、若干の解釈を加えたい。

リース投資資産が債権であるとするならば、時の経過による利息が発生する。月計上であるならば、やはり12回であろう。ということは、まず、12回計上になるような方法はないかと考えてみる。

リース取引開始日の×1年4月1日の収入は、頭金の受領であって、売上とか売上原価という損益勘定が発生するものではないとする。この日以外は、月末ごとに利息が発生するとするのである。このようにすれば12回の計上となる。ただ、この頭金という説明は、損益を受取利息と

いう1つで表す純額表示の方法（第3法）であれば、通用するかもしれないが、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法（第2法）つまり、売上を計上する方法では、やはり通用しない。なぜならば、この1回分の売上を計上しないと、リース期間中の売上合計は59回分となり、契約上の60回を表せなくなってしまうためである。ここでは、論じていないが、第1法が存在していて、この1回分の売上を計上しないと、それとの整合性が保てなくなるということである。やはり、リース期間中の売上合計は60回分にならなくてはならないであろう。

では、12回計上をあきらめるとしたら、どのような方法があるのであろうか。

債権の回収ではなく、売却と考えてみたらどうであろうか。売却であれば、12回に囚われなくてよいと考えられる。受取利息が売却益になるのかという疑問の出てくるとはおもわれる。しかし、手形を割引く時、額面額と収入額の差は、現在は手形売却損となっているが、以前は、本来の意味の支払利息割引料であったはずだ。もちろん、手形の売却は、貸借関係の当事者間ではなく、他の第三者との取引であるから回収ではなく、売買になるということが大きいのではあるが、それは置いておく。

という考えから、リース取引開始日の×1年4月1日の仕訳は、損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法で示せば、（借）現金預金1,000（貸）リース投資資産1,000、（貸）売却益0で、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法で示せば、（借）現金預金1,000（貸）売上1,000、および、（借）売上原価1,000（貸）リース投資資産1,000で損益（＝売却益）は0（ゼロ）となる。

月末の×1年4月30日の仕訳は、損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法で示せば、（借）現金預金1,000（貸）リース投資資産628、（貸）売却益372で、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法で示せば、（借）現金預金1,000（貸）売上1,000、および、（借）売上原価1,000（貸）リース投資資産628で損益（＝売却益）は372となる。

ところで、お金を貸して、利子を取ることを本業にしている銀行は、損益を売上高と売上原価の2つで表す総額表示の方法を使用しているのであろうか。そうではなく、損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法（第3法）を使用している⁽⁵⁾。

もし、リース債権資産が債権であるならば、損益を受取利息という1つで表す純額表示の方法（第3法）で処理すべきではなかろうか。

3 純額表示と総額表示の対比

まとめとして、債権の売却と考えた場合の純額表示と総額表示との対比をしておこうとおもう（図表3参照）。

図表 3

	純額処理				総額処理				
	借方		貸方		借方		貸方		
×1年4月1日、期首 取引開始日、第1回授受日	備品 48,000	リース投資資産 48,000	買掛金 48,000	備品 48,000	備品 48,000	リース投資資産 8,000	買掛金 48,000	備品 48,000	備品売却益 0
	現金預金 1,000		リース投資資産 1,000	債権売却益 0	現金預金 1,000	売上原価 1,000	売上 1,000	リース投資資産 1,000	
×1年4月30日、 第2回授受日	現金預金 1,000		リース投資資産 628	債権売却益 372	現金預金 1,000	売上原価 628	売 1,000	リース投資資産 628	
⋮									
×2年3月31日、期末 決算日、第13回授受日	現金預金 1,000		リース投資資産 685	債権売却益 315	現金預金 1,000	売上原価 685	売上 1,000	リース投資資産 685	
⋮									
×5年2月28日、 第60回授受日	現金預金 1,000		リース投資資産 992	債権売却益 8	現金預金 1,000	売上原価 992	売上 1,000	リース投資資産 992	
×5年3月31日、期末 決算日	仕訳なし。				仕訳なし。				

(出所) 筆者作成

ただし、図表3において、前述の仕訳と変更した点は、×1年4月1日の取引開始日の箇所である。×1年4月1日の取引開始日の箇所では、本来、(借)リース投資資産48,000(貸)買掛金48,000であるところを、(借)備品48,000(貸)買掛金48,000と(借)リース投資資産48,000(貸)備品48,000、備品売却益0、との2仕訳で表すこととした。所有権移転取引であるならばこのように考えてもよいかもしれないが、ここでは、あえて、備品などの実体が貸手に存在していないこと、そして対価が債権になったことを明確化するための措置である。

V むすびに代えて

リース会計の貸手側の会計処理として「適用基準第16号」第51項では、3つの方法が例示されている。一つは「リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法」(第1法)。二つは「リース受領時に売上高と売上原価を計上する方法」(第2法)。三つは「売上高を計上せずに利息相当額を各期に配分する方法」(第3法)である。

ところで、リース料の授受の時点は、後か先かである。借手の立場であれば、それらは後払と先払となる。逆に貸手からみれば、それらは、後受と先受となる。リース料の授受の表現は、一般的には、借手の立場からの後払、先払の方が使用される。

これらを組み合わせてみると、6通りとなる。このなかで、3つの方法と後払(後受)を組み合わせた3通りは、あまり問題点がみえないようにおもわれる。3つの方法と先払(先受)を組

み合わせた残りの3通りのなかに、問題点が表面化してくるようにおもわれるものがある。

そこで、「適用基準第16号」の「設例1」第4項「リース料が前払い又は後払いとなる場合」の「前払い」の部分の本小論の設例として引用して、議論を始めることとした。

とくに、本小論では、二つ目の「リース受領時に売上高と売上原価を計上する方法」(第2法)に焦点を当てた。ここでは、リースの物件の授受の期において、貸手側は、他の期に比べて1回余分に(つまり13回分)売上を計上することになることを指摘し、それはどのように考えればよいのかという疑問を掲げた。ちなみに、当然ではあるが、最終期においては、他の期に比べて、1回分ほど少なく(つまり11回分)売上計上することになることをもである。これらは、経営分析上問題はないのか、プラスマイナス0(ゼロ)であるから問題がないのか、などがある。

結論としては、リース投資資産は、単なる債権であるとして、それを回収と見るならば、上記問題の第2法は使用せずに、第3法を使用すべきであるとした。債権から利息を得ることを本業にしている銀行業と同様な処理をすべきと考えたからである。それでも、あえて第2法を使用するならば、その債権を回収したのではなく、売却したと考えればよいのではないかとした。

ところで、本小論内で、リース投資資産は取戻権などの無形固定資産ではないとした。しかし、もし、リース投資資産を取戻権と見るならば、第3法は使用すべきではなく、第2法もしくは同質の第1法を使用すべきだとした。

いろいろな解釈があるということを提示できていれば幸いである。ご批判を仰ぎたい。

《注》

- (1) 例えば、醍醐聡教授は、リース会計が制度化される以前に、隠れ債務の問題について言及されている。「この土地は、(引用者注：代行取得していた公社にあるため)まだ大阪府にも渡らず、対価の支払いも未済であるから、……完全未履行段階にある。従来の会計では、このようにどの契約者も義務を履行していない完全未履行契約を一部の例を除いて、『取引』とはみなしてこなかった。」などである(醍醐 [2001年], p.58)。
- (2) 例えば、藤井秀樹教授は、「アメリカでは、リース物件とそれに係る債務をリース資産およびリース債務として計上することを『リースの資本化』(Capitalization of lease)」と概念化されていること、また、その必要性がどのように説明されてきたのかということを紹介されている(藤井 [2015年], p.230)。ちなみに、藤井教授が紹介しているのは、割賦購入説、財産使用权取得説、未履行契約取引説の3説である(前掲書, p.231)。
- (3) 第2法を採用している企業は、例えば、日本のリース業界の大手であるオリックス株式会社である。オリックス株式会社は、財務諸表の注記「8 収益および費用の計上基準」のところで「(1) ファイナンス・リース取引にかかる売上高および売上原価の計上基準リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上しています。」としている(オリックス株式会社 [2019年]『有価証券報告書』)。
- (4) 加藤久明教授は、「売上高と各種の利益を用いた財務比率で計算すると、第1法、第2法、第3法で結果が異なる。」として、経営分析上では、影響がでることをあきらかにしている(加藤 [2009年], p.123)。
- (5) 一般社団法人 全国銀行協会は、銀行の収益の計上についてつぎのように述べている(一般社団法

人 全国銀行協会 [2016 年], p.18)。

「銀行の損益計算書は経常損益と特別損益の区分に大きく分かれます。また、一般事業会社の『売上高』のような区分はなく、経常損益の区分はさらに、5つに分解されることになります。」とある。そして5つのうちの最重要な区分が、資金運用収益であり、それについては、「資金運用収益は、資金運用業務から生じる利息関係を表す区分で、その内訳としては『貸出金利息』、『有価証券利息配当金』、『コールローン利息』等があります。」となっている。つまり、売上ではなく、受取利息である。

引用文献

- 1 加藤久明 [2009 年]「リース会計基準の経済的影響」佐藤信彦、角ヶ谷典幸編著『リース会計基準の論理』税務経理協会
- 2 醍醐 聡 [2001 年]『会計学講義』（第2版）東京大学出版会
- 3 藤井秀樹 [2015 年]『入門財務会計』中央経済社
- 4 一般社団法人 全国銀行協会 [2016 年]『やさしい銀行の読み方』
- 5 オリックス株式会社 [2019 年]『有価証券報告書』
- 6 企業会計基準委員会 [2007 年]「企業会計基準第13号：リース取引に関する会計基準」
- 7 企業会計基準委員会 [2007 年]「企業会計基準適用指針第16号：リース取引に関する会計基準の適用指針」

(提出日 2019年9月26日)